

第3節 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

近年、新たな脅威の1つとして大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルとこれらの関連機材・物資がテロリストや懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。このため、これらを規制し、その輸出を厳格に管理するといった不拡散への取組が、今日の国際社会の平和と安定にとって差し迫った課題となっている。

また、人道上の観点から、特定の通常兵器の規制を求める国際世論なども高まりを見せており、防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、特定の通常兵器の規制問題に対応していくことが各国にとって重要な課題となっている。

これらの課題に対する取組として、世界各国の協力の

もと、軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる体制が整備されている。

(図表Ⅲ-3-3-1 参照)

以上を踏まえ、わが国は、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散への取組、また、その他の大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルなどに関する軍縮・不拡散、さらに特定の通常兵器の規制問題に関する国際的な取組に積極的な役割を果たしている。

本節では、国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる取組に対する防衛省・自衛隊の取組について説明する。

図表Ⅲ-3-3-1

通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

| 区分 | 大量破壊兵器など | | | | 通常兵器 |
|-------------------------|-----------------------------------|------------------|---------------|---------------------------------|--|
| | 核兵器 | 化学兵器 | 生物兵器 | 運搬手段(ミサイル) | |
| 軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など | 核兵器不拡散条約(NPT) 包括的核実験禁止条約(CTBT) | 化学兵器禁止条約(CWC) | 生物兵器禁止条約(BWC) | 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC) | 特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) 対人地雷禁止条約(オタワ条約) クラスター弾に関する条約(未発効) 小型武器の非合法取引規制 国連軍備登録制度 |
| 不拡散のための輸出管理体制 | 原子力供給国グループ(NSG) | オーストラリア・グループ(AG) | | ミサイル技術管理レジーム(MTCR) | ワッセナー・アレンジメント(WA) |
| 大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組 | 拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議1540 | | | | |

1 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

1 核兵器

(1) 関連する条約など

核兵器の軍備管理・軍縮・不拡散のための条約や輸出管理体制は資料55 (P385) のようになっている。

(2) わが国の取組など

軍縮・不拡散体制の強化の観点から、わが国は包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効に向けた努力や国際原子力機関 (IAEA) 保障措置の強化のための取組を続けているほか、核兵器不拡散条約 (NPT) のよりよい運用を検討するための各種会合や原子力供給国グループ (NSG) における議論にも積極的に参画している。

2 化学兵器・生物兵器

(1) 関連する条約など

化学兵器・生物兵器の軍備管理・軍縮・不拡散のための条約や輸出管理体制は資料56 (P385) のようになっている。

(2) わが国の取組など

ア 防衛省・自衛隊は、80 (昭和55) 年以降、化学兵器禁止条約 (CWC) の交渉の場に、陸自から化学防護の専門家を随時派遣し、日本代表団の一員として条約案の作成に協力してきた。また、条約の発効にともない、条約の定める検証措置などを行うため、オランダのハーグに設立された化学兵器禁止機関 (OPCW) に、97 (平成9) 年以降、化学防護の専門家を派遣しており、現在は、陸上自衛官1名を派遣しているほか、退職した陸上自衛官1名が勤務している。

参照 資料57 (P385)

なお、陸上自衛隊化学学校 (さいたま市) では、条約の規制対象である化学物質を防護研究のために少量合成していることから、条約の規定に従い、同機関設立当初から計6回の査察を受入れている。

また、中国遺棄化学兵器廃棄処理事業については、CWCに基づいて、政府全体として取り組んでいる。これまでの調査の結果、中国吉林省敦化市ハルバ嶺には、現在でも約30~40万発にのぼる旧日本軍の化学兵器が埋設されているものと推定されている。防衛省・自衛隊は、CWCに基づく遺棄化学兵器処理を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員5名を出向させているほか、00 (同12) 年以降、計8回の発掘・回収事業に、化学、弾薬を専門とする陸上自衛官を内閣府に出向の上、現地に派遣しており、昨年は、8月から9月にかけて、内閣府が行う中国吉林省敦化市蓮花泡での発掘・回収事業に自衛官7名が参加し、砲弾の識別、応急的安全化処置などを行った。

イ 生物兵器禁止条約 (BWC) に対しては、関連会合に薬学や医学の専門家である医官、教官などを派遣し、BWC強化のための取組に対して協力を行っている。

ウ オーストラリア・グループ (AG) に対しては、94 (同6) 年から毎年AGの会合に職員を派遣し、このグループの規制や取り決めが実効性あるものとなるように協力している。

3 運搬手段 (ミサイル)

(1) 関連する条約など

運搬手段 (ミサイル) の軍備管理・軍縮・不拡散のための国際的政治合意や輸出管理体制は資料58 (P386) のようになっている。

(2) わが国の取組など

防衛省は、92 (同4) 年から毎年ミサイル技術管理レジーム (MTCR) の会合に職員を派遣し、MTCRの規制や取り決めが実効性のあるものとなるように協力している。

2 特定通常兵器の軍備管理関連条約などへの取組

1 関連する条約など

非人道的と認められるある種の通常兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散のための条約や輸出管理体制は資料59 (P386) のようになっている。

2 わが国の取組など

(1) 特定通常兵器使用禁止・制限条約

近年、不発弾などの爆発性戦争残存物 (ERW) Explosive Remnants of War がもたらす人道上の危険性を減少させるための交渉や検討などが行われてきた。

03 (平成15) 年の特定通常兵器使用禁止・制限条約 Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects (CCW) 締約国会議においては、ERWに関する議定書 (いわゆる第5議定書) が採択され、06 (同18) 年11月に発効した。

しかし、その後もERWに関して、特にクラスター弾 (複数の子弾を内蔵する弾薬) の不発弾がもたらす問題への対応の必要性から議論が継続され、07 (同19) 年11月のCCW締約国会議において、クラスター弾の人道上の懸念に早急に対応するための交渉を翌年の政府専門家会合で行うことが決定された。この決定に基づき、数回にわたり会合が開催されたが、最終的な合意に至らなかったため、昨年11月の締約国会議で本年も交渉を継続することが決定された。

わが国は、クラスター弾規制の問題については、クラスター弾に関する条約への取組とともに、主要な生産国および保有国の参加を得て実効性を高めることが重要との観点から、議定書の追加のための議論や交渉の場である締約国会議、政府専門家会合などに防衛省からも随時職員を派遣し、各国と積極的に議論を進めている。

(2) クラスター弾に関する条約

クラスター弾の問題について、CCWの枠外でもクラスター弾の禁止を求める気運が高まり、07 (同19) 年2月にオスロにおいて国際会議が開催され、文民に許容し難い被害をもたらすクラスター弾を禁止する国際約束を08 (同20) 年中に策定する旨のオスロ宣言が発出された。その後の一連の国際会議における交渉 (オスロ・プロセス)¹の結果、昨年5月のダブリン会議において「クラスター弾に関する条約」が、わが国を含む107か国の参加国により採択され、同年12月、オスロにおいてわが国を含む94か国が署名したが、クラスター弾の主要な生産国および保有国である米国、中国、ロシアなどは参加していない。

同条約がわが国について発効すれば、自衛隊が保有する全てのクラスター弾の使用などが直ちに禁止されることから、防衛省・自衛隊としては、わが国の防衛という任務を確実に遂行するという観点から、クラスター弾の機能^{きんぎん}を喫緊に一部補完するための精密誘導型装備などの導入を進めている。

(3) 対人地雷禁止条約

防衛省・自衛隊は、00 (同12) 年1月から対人地雷の廃棄を開始し、03 (同15) 年2月、条約で認められた地雷の探知、除去などの技術開発と訓練のための必要最小限の例外的な保有分を除き、全ての対人地雷を廃棄した。

一方、わが国の安全保障を確保するため、条約上の対人地雷に該当せず、一般市民に危害を与えるおそれのない代替手段として、指向性散弾²を含む対人障害システムの整備を進めている。

本年3月末現在、この条約は156か国が締結しているが、ARF参加国26か国のうち13か国しか締結していない。このため、防衛省としても条約未締結のARF参加国などに対し、これまで、条約の締結を働きかけてきた。

1) ノルウェー他賛同国 (ベルギー、オーストリア、ニュージーランド、アイルランドなど) およびNGOを中心に開始されたプロセスで、中南米、アフリカなど開発途上国からも多数国が参加

2) 敵歩兵の接近を妨害する対歩兵戦闘用爆薬。民間人が無差別に被害を受けないよう隊員が目標を視認して作動させるものであり、人の存在、接近または接触により爆発するように設計されたものではない。

さらに、防衛省は、例外保有などに関する年次報告を国連に対して行うとともに、関連国際会議などに適宜職員を派遣するなど、国際社会の対人地雷問題への取組に積極的に協力している³。

(4) 国連軍備登録制度

防衛省は、毎年、装備品の年間輸入数量を国連に登録するとともに、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供している。

また、この制度の改善・強化のために行われている政府専門家会合などに、適宜職員を派遣している。

3 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組

1 拡散に対する安全保障構想

(1) 成立の背景

米国は、北朝鮮、イランなどの拡散懸念国が大量破壊兵器・ミサイル開発を行っているとして強く懸念し、02（平成14）年12月に「大量破壊兵器と闘う国家戦略」を発表し、“不拡散”、“拡散対抗”、“大量破壊兵器使用の結果への対処”という3本柱からなる包括的なアプローチを提唱した。

この一環として、03（同15）年5月、ブッシュ米大統領（当時）は、「拡散に対する安全保障構想（PSI）¹」を発表し、各国に同取組への参加を求めた結果、本年5月現在、わが国を含め90か国以上が支持する国際的な取組にまで発展している。

(2) これまでのPSIの実績とわが国の取組

PSIの目的や阻止のための原則を述べた「阻止原則宣言」²を支持した国々は、大量破壊兵器などの拡散阻止能力の向上のため、本年5月末までに33回のPSI阻止訓練を行ってきている。

これら訓練に加え、PSI参加国による会合が開催され、政策上・法制上の課題などに対して、各種検討が進められている。

このような活動の成果として、BBCチャイナ号事件³など、実際のオペレーション面での成功例も出てきており、PSIの有用性が認められるに至った。

PSIの目的は、わが国の安全保障環境の改善に資するものであり、わが国は03（同15）年5月のPSI提唱以来、「阻止原則宣言」を支持し、各種の取組を行っている。

(3) これまでの防衛省・自衛隊としての取組

防衛省・自衛隊は、わが国の取組の中で、自衛隊が有する能力を活用しつつ、関係機関・関係国と連携し、PSIに関与していくことが必要であると考えており、第3回のパリ総会以降、各種会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとともに、海外で行われるPSI阻止訓練にオブザーバーを派遣し、関連する情報の収集などを行ってきた。

07（同19）年10月には、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁など各関係機関とともに、04（同16）年に続き2

2-3) 防衛省は、カンボジアにおける対人地雷除去活動への支援のため、99（平成11）年から06（同18）年12月までの間、退職自衛官を国際協力機構（JICA）に推薦し、この退職自衛官はJICAの長期派遣専門家の枠組みで、カンボジア地雷対策センター（CMAC）の整備・輸送アドバイザーとして派遣されていた。

3-1) PSIは、大量破壊兵器およびその関連物資などの拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同してとりうる措置を検討し、また、同時に各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想

2) 「阻止原則宣言」は、PSI参加国が、大量破壊兵器などの拡散懸念国家または非国家主体への、および拡散懸念国家または非国家主体からの流れを断ち切るための努力を共同で行うとともに、拡散を懸念する全ての関心国がPSIを支持し、可能かつ実施する意思のある措置を取るべく、現在のPSI参加国とともに取り組んでいくことに言及している。また、同宣言は、各国が国際法および国内法の許容範囲内において、大量破壊兵器などの貨物を拡散阻止するための具体的な行動をとることとしている。

3) 03（平成15）年9月、アンティグア・バーブーダ（カリブ海の島国）船籍のBBCチャイナ号が、原子力関係品目物資をリビアに向けて輸送しているとの情報をドイツ外務省が入手、ドイツ政府は、情報専門家をイタリアに派遣、イタリアおよび米海軍の協力により臨検を行い、コンテナ番号の偽造を発見、同船をイタリア・タラントへ回航して原子力関連物資（遠心分離器に使用可能なアルミチューブ）を押収した。この事件によって、リビアの核開発、カーン・ネットワークの露見に結びつき、PSIの有効性を示した。

図表Ⅲ-3-3-2 PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加実績（昨年度以降）

| 実施時期 | 訓練 | 実施場所 | 防衛省・自衛隊の対応 |
|-----------|-----------------------------|------------------|-----------------------|
| 08（平成20）年 | 3月 フランス・ジブチ共催 PSI 海上阻止訓練 | ジブチ共和国 | オブザーバー参加 |
| | 9月 ニュージーランド主催 PSI 海上阻止訓練 | オークランド（ニュージーランド） | 哨戒機（P-3C）2機、要員約45名が参加 |

回目となるわが国主催のPSI海上阻止訓練（Pacific Shield 07）⁴を行った。また、昨年9月には、ニュージーランドで行われたPSI海上阻止訓練に海自のP-3Cを派遣した。

これらの取組を通じて、たとえばPSI海上阻止活動の際に、海自艦艇や海自・空自航空機による警戒監視などの情報収集活動によって得た関連情報を関係機関や関係国へ提供し、さらに、海上警備行動が発令された場合には、海上保安庁と連携の上、海自が容疑船に対して実効的に乗船・立入検査を行おうと考えている。また、港湾などにおいて貨物検査が行われている際に、万一、化学剤などの有害物質が漏出した場合、陸自の除染能力が結果的にPSI活動の一助を担いうるものと考えている。

また、PSIを含む包括的な不拡散体制の強化のため、アジア諸国の国防当局に対する働きかけ（アウトリーチ活動）を行うなど、防衛交流の機会などを利用し、PSIに対する理解の醸成に努めている。

（図表Ⅲ-3-3-2 参照）

（4）今後の取組

わが国周辺における拡散事例などを踏まえれば、PSIを、広く防衛、外交、法執行、輸出管理などを包含した安全保障の問題として捉えて、平素から大量破壊兵器の拡散防止に取り組んでいく必要がある。

このため、自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各種訓練への参加やその主催について検討を行う。



ニュージーランドでのPSI海上阻止訓練において、ニュージーランド空軍のP-3Kと飛行する海自P-3C（左側）

2 大量破壊兵器の不拡散に関する安保理決議第1540号

04（同16）年4月、国連安保理は、NBC兵器とそれら運搬手段の拡散が国際社会の平和と安全に対する脅威であり、これに対する適切かつ有効な行動を取るとして、国連憲章第7章の下、①大量破壊兵器およびその運搬手段の開発などを企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も控えるべきこと、②特にテロリストによる大量破壊兵器およびその運搬手段の製造などを禁止する適切で効果的な法律を採択し、執行すべきこと、③大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散を防止するため、国境管理

4) わが国主催で、不拡散体制の強化に向けた国際社会の強い意思の表明、参加国関係機関の練度向上、相互の連携強化、およびPSI非参加国のPSIに対する理解の促進を主目的として、伊豆大島東方海域、横須賀新港および横浜港で行われたPSI海上阻止訓練であり、自衛隊からは艦艇、航空機、陸自部隊などが参加した。本訓練には、オーストラリア、フランス、ニュージーランド、シンガポール、アメリカ、イギリスの艦艇、航空機、税関職員などが参加し、これらの国を含めた40か国がオブザーバーを派遣した。

や輸出管理措置を確立することなどを内容とした「大量破壊兵器の不拡散に関する安保理決議第1540号」を全会一致で採択した。

わが国としては、大量破壊兵器などの拡散が、わが国を含む国際社会の平和と安定に及ぼす危険性を踏まえ、こ

れら大量破壊兵器などがテロリストなどの非国家主体に拡散することを防ぐことが国際社会の喫緊の課題であるとの認識に基づき、この決議の採択を支持するとともに、全ての国連加盟国がこの決議を遵守することを期待している。

新隊員の声（空自一般幹部候補生）

第1航空団 整備補給群

3等空尉

すぎもと
杉本 しほ

私は入隊するまで、サークル活動のダンスとアルバイトに明け暮れる大学生でした。大学4年生の就職活動の際、旅行代理店、メーカーなど、さまざまな会社の面接を受け、内定もいただきましたが、そこで働く自分をイメージできませんでした。そんなときに友人が受けるということで、幹部候補生の制度を知りました。もともと体を動かすのが好きでしたし、自衛隊の災害派遣などの活動にも興味を持っていたため、私も試験を受けました。合格した時にはとても嬉しく、防衛の最前線で働けるという期待感を持っていましたが、それと同時に私でもやっていけるのだろうかという不安もありました。そこで、一度現場を見ようと思い、奈良の幹部候補生学校を訪れました。お会いした学校の教官たちは、仕事に誇りを持って取り組んでおり、とても格好良く見え、不安を抱いている私の質問に丁寧に答えてくれました。私も教官たちのようになりたいと思い、入隊を決意しました。

入校してからの10か月間は、奈良の幹部候補生学校で修練の日々でした。海で隊列を組み、3時間泳ぎ続ける水泳現地訓練や、重い荷物と小銃を担っての60km徒歩行進訓練等の過酷な訓練は、何度もくじけそうになるほど辛いものでした。しかし、これらの訓練を仲間と支え合いやり遂げることで、私は精神的に強くなり、強い意志を持って取り組みれば限界はいくらでも超えられるということを学びました。10か月の間に、他では得られないような貴重な経験を得ることができました。

現在私は、浜松基地で補給幹部として勤務しています。補給部隊は、物資を取得し、各部隊に配分し、処分するまでの物流の一連の役割を担っています。被服から飛行機の燃料まで、あらゆる物資を扱うため、補給業務が滞れば全ての部隊に影響を与える、責任の重い仕事です。私は、自衛隊の活動を支える縁の下の力持ちのようなこの職種が、自分に向いていると思い希望しました。補給の仕事に関する知識も、部下を引っ張る幹部としての経験もまだまだですが、いずれは、私が入隊することを決意させてくれた幹部候補生学校の教官たちのように、誰かの目標やあこがれとなれるような自衛官になればと思っています。



幹部候補生学校にて指揮官として行進訓練を行う杉本3尉（向かって左側）



配属先部隊にて補給業務を行う杉本3尉